

3年以内の見直しに関連する主な論点とその対応状況

主な論点	現時点での対応状況
<p>1)原子力規制組織の要件(高い独立性等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 高い独立性、透明性、専門能力と職務への責任感、一元化、自律性(国会事故調提言5-1) ✓ 意志決定に不当な影響を及ぼす可能性のある組織からの分離(政府事故調提言(6)1.①) ✓ 独立した規制機関を含む安全のための効果的な法令上及び行政上の枠組みが定められ、維持されることが必要(IAEA(国際原子力機関)安全原則 原則2) ✓ 関係者とのコミュニケーションチャンネルを維持、多種多様な考えや公共の利益に直接耳を傾け、最高の倫理観と専門性を持って、独自の判断を独立して行う(原子力規制行政強化に向けての緊急提言-国民と世界からの「信頼と信認」確保を目指して-III. 1.) ✓ 原子力規制委員会は、引き続き高い独立性の確保に努める(原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言 II 1 (4)、原子力発電等に関する要請書 II 1 (3) ①) 	<p>(3条委員会として原子力規制委員会を設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで関係行政機関が担っていた原子炉等の規制、核セキュリティ、国際約束に基づく保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制等を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を、平成24年9月19日に設置。
<p>2)意思決定過程の透明性確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 独立性、中立性を確保するため、関係事業者等の外部関係者との接触等のルールを作り透明化(参・環境委員会附帯決議第5号) ✓ ①意思決定過程の開示と利害関係者の関与を排除、②国会に対する報告義務、③議事録作成の徹底(その原則公開)、④国会同意人事による委員選定(国会事故調提言5-2) ✓ 検討の経緯及び結果に係る社会への説明責任(政府事故調提言(2)1.) ✓ 徹底した情報公開による透明性の確保 / 安全性を判断した理由に関する明確かつ丁寧な説明(原子力発電等に関する要請書(1)③、原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言 II 1(4)、2) 	<p>(透明性確保のための方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会においては、平成25年2月6日に改訂された「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」等に基づき、原子力規制委員会そのものだけでなく、各検討チームの議論を原則公開するとともに、原子力規制委員会委員長による定例会見及び原子力規制庁定例ブリーフィングを行い、幅広くメディアからの質問に回答すること等を通じて、意思決定の透明性を確保。 <p>(年次報告書の国会への提出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国会に対する定期的な報告として、原子力規制委員会設置法に基づき、平成24年度の取組をまとめた原子力規制委員会の年次報告書を作成し、平成25年6月、平成26年6月の2回国会に提出。
<p>3)助言機関・評価機関の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務報告を国会の監視を受けるべく国会に報告をした上で、そのすべてを公表(参・環境委員会附帯決議4号) ✓ 国会に原子力に係る問題に関する常設の委員会等の設置 / 外国人有識者を含む助言組織の設置 / 国会による規制当局の自己変革への取組の監視(国会事故調提言1、5-3、5-5) ✓ 顧問会議や評価機関の設置を始めとする必要な措置(参・環境委員会附帯決議9号、原子力規制行政強化に向けての緊急提言・国民と世界からの「信頼と信任」確保を目指して III.2.(1)) 	<p>(衆・参 原発特別委員会の設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衆議院に「原子力問題調査特別委員会」(25年1月28日)、参議院に「原子力問題特別委員会」(25年8月7日)が設置。 <p>(国際アドバイザー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米英仏の規制機関トップの経験を持つ3名の有識者に国際アドバイザーを委嘱。 <p>(政策評価懇談会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月1日に有識者からなる政策評価懇談会を設置し、現在も政策評価の取組を継続的に実施。

<ul style="list-style-type: none"> ✓ 委員会の助言機関としての放射線審議会、原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会の設置(原子力規制行政強化に向けての緊急提言・国民と世界からの「信頼と信任」確保を目指してⅢ.2.(3)) ✓ 内部監査機関の設置(原子力規制行政強化に向けての緊急提言・国民と世界からの「信頼と信任」確保を目指してⅢ.2.(3)) ✓ 組織の健全性や信頼性を評価する機関を新たに設置するなど、改善出来る仕組みの構築(原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言 II 1 (4)) ✓ 組織の健全性や信頼性を評価する機関を新たに設置(原子力発電等に関する要請書 II 1 (3) ①) 	<p>(原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応の要否について助言を行う機関として、平成26年5月12日に原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を立ち上げ。 <p>(IRRS及びIPPASの受け入れ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組について国際的な標準に照らした評価を受けるため、平成27年末を目処にIAEAの総合的規制評価サービスIRRS(Integrated Regulatory Review Service)を、平成27年春までを目処にIAEAの国際核物質防護諮問サービスIPPAS(International Physical Protection Advisory Service)を受け入れる予定。
<p>4) 専門能力と責任感ある人材の育成・確保 / 専門性の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 職務と責任に応じた給与の体系の整備・新卒の確保、中途採用の積極的な登用、国際機関・外国政府機関等との人材交流の実施、職務能力向上のための研修施設の設置、財源の確保・勘定区分の導入(原子力規制委員会設置法附則6条1項) ✓ 可能な限り速やかに独立行政法人原子力安全基盤機構を廃止し、原子力規制委員会へと統合する(原子力規制委員会設置法附則6条4項) ✓ 国際機関や国内外の大学や研究機関との人事交流や職員の研修制度の充実のための措置を行う(衆・環境委員会決議4号) ✓ 新しい規制組織の人材を世界でも通用するレベルにまで早期に育成し、また、そのような人材の採用、育成を実現すべく、原子力規制分野でのグローバルな人材交流、教育、訓練を実施する(国会事故調提言5-3) ✓ 職員の一貫性あるキャリア形成を可能とするような人事運用・計画(政府事故調提言(6) 1. ④) ✓ 安全規制に携わる人材の大幅な増強と育成を行い、現場における規制体制の強化を図るとともに、都市自治体における原子力専門職員等の配置・養成に対する支援措置を講じる(原子力発電等に関する要請書 (1)④、国の施策及び予算に関する決議・重点提言・提言2.(2)⑩) ✓ 能力・業務の質・量や実績、経験やスキル、取得した資格、負うべき責任の重さ等に応じた処遇の仕組みの創設 / 評価の客観的基準を設ける等、恣意的人事評価の排除(原子力規制行政強化に向けての緊急提言-国民と世界からの「信頼と信認」確保を目指して- III. 3. (1)) ✓ 国は、中長期的な視点で、原子力分野の人材育成等に取り組む(原子力発電等に関する要請書Ⅳ4、原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言 II 4) 	<p>(独立行政法人原子力安全基盤機構の統合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置法附則第6条第4項に基づき、原子力規制委員会全体として専門性を高めていくため、平成26年3月に独立行政法人原子力安全基盤機構を原子力規制委員会へ統合。 ・移管された業務の実施に加え、原子力規制委員会での厳格かつ適正な審査・検査や東京電力(株)福島第一原子力発電所対応、原子力防災対策の充実等を確保するため、統合に伴う一時的な業務増へ対応するための定員を含め、原子力規制委員会の定員を、全体で545人から1,025人に増加。 <p>(原子力安全人材育成センターの設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人原子力安全基盤機構との統合を機に、原子力規制委員会職員の専門性の向上に向けた人材育成機能を抜本的に強化すべく原子力規制委員会に施設等機関「原子力安全人材育成センター」を設置。 <p>(人材育成の基本方針の策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年6月25日に「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」を策定。この基本方針に基づき、原子力規制委員会の職員としての人材像、これを実現するための基本となるキャリアパス、研修の体系、人材育成・研修を効率的に行う制度・環境等のあり方などを体系的に整備し、人材育成を着実に推進。 <p>(独自の採用区分の創設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員試験一般職試験合格者からの採用に加え、原子力規制庁独自の「原子力工学系職員採用試験」を創設し、原子力工学等を専攻した学生を積極的に採用。 <p>(人材交流の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京大学専門職大学院、IAEA等の国際機関や、米国原子力規制委員会(NRC: Nuclear Regulatory Commission)に職員を派遣し、原子力規制分野でのグローバルな人材交流の推進。 <p>(原子力分野の人材育成の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体職員等を対象に地方公共団体における放射能分析に係る技術向上及び緊急時モニタリングの実効性向上のため、「環境放射能分析研修」及び「モニタリング実務研修」を実施。

<p>5)ノーリターンルール / 再就職規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 法律の施行後五年を経過するまでの間、特にやむを得ない事由がある場合を除き、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換は認めず(原子力規制委員会設置法附則第6条2項) ✓ 疑惑・不信を招く再就職を規制(原子力規制委員会設置法附則6条3項) ✓ 当初より、例外なく適用。施行後五年以内であっても、可能な限りその趣旨に沿った人事を実施(衆・環境委員会決議2号、国会事故調提言5-3③) ✓ 職員の意欲、適性等が損なわれないよう適切に運用(参・環境委員会附帯決議6号) ✓ 厳格な再就職規制と定年後の雇用、処遇改善等を含む人材活用方策の検討(原子力規制行政強化に向けての緊急提言-国民と世界からの「信頼と信認」確保を目指して-Ⅲ3.(2)) 	<p>(ノーリターンルールへの対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置法附則第6条2項に基づき対応(人材育成プロセスや処遇の充実、独自の職員採用等を行い、原子力規制委員会の独立性を確保し、意欲と専門能力を持った職員が確保できるよう、引き続き取り組む)。 <p>(再就職規制への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置法附則6条3項の趣旨を踏まえ、国家公務員法の再就職規制を厳格に運用することに加え、原子力保安検査官などの専門性を有する職員には定年を延長する特例を手当てするとともに、職員の希望に応じて再任用による継続雇用を行うなど、的確に人材活用ができるよう取り組んでいるところ。
<p>6)原子力規制委員会の内閣府への移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 3年以内の見直しに当たっては、内閣府への移管も含めて検討(原子力規制委員会設置法附則5条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会の独立性・中立性の観点から、慎重な検討が必要。
<p>7)原子力防災体制を含む危機管理体制の見直し</p>	
<p>①政府の危機管理体制の見直し</p> <p>(政府の危機管理体制全体の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 大規模災害への対処に当たる政府の組織の在り方について見直しを行い、必要な措置を講ずること(原子力規制委員会設置法附則6条7項、参・環境委員会附帯決議24号) ✓ 国内外の多様な知見を踏まえた、真に実効ある安全規制・防災対策に取り組むこと(原子力発電等に関する要請書 重点項目安全規制・防災対策について) ✓ 原子力または放射線の異常事象に対する緊急時の準備と対応のための取り決めを行わなければならないこと(IAEA(国際原子力機関)安全原則 原則9) <p>(原子力防災体制の充実・強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 大規模災害への対処に当たる政府の組織の在り方について見直しを行い、必要な措置を講ずること(原子力規制委員会設置法附則6条7項、参・環境委員会附帯決議24号)【再掲】 ✓ 原子力防災会議と原子力規制委員会の平時から緊密な連携関係の構築・防災体制の一体化/ 緊急時に対応できる執行力のある体制づくり、指揮命令系統の一本化の制度的確立 / 迅速な情報共有、意思決定、司令塔機能発揮に向けた組織体制の一元化(衆・環境委員会決議7号、国会事故調提言2-1、国会事故調提言5-4) ✓ 原子力防災会議(その事務局長、事務局)の見直し(衆・環境委員会決議8号) ✓ 安全規制に携わる人材の大幅な増強と育成を行い、現場における規制体制の強化を図るとともに、都市自治体における原子力専門職員等の配置・養成に対する支援措置を講じる(国の施策及び予算に関する決議・重点提言・提言2.(2)⑩) ✓ 専任の常駐職員を配置し、担当大臣をトップに一元的に地元対応ができる体制を早急に構築すべき(東日本大震災復興加速化のための第4次提言～協働の力で希望と自立へ～(4)) 	<p>(政府の危機管理体制全体の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国の連邦危機管理庁(FEMA: Federal Emergency Management Agency)をはじめとする各国政府における危機管理組織体制について調査を実施。 ・平成26年8月27日に内閣府防災が「第1回政府の危機管理組織の在り方に係る関係副大臣会合」(第2回11月頃、第3回3月頃(とりまとめ))を開催し、政府の危機管理組織体制について、関係省庁を含めた現在の体制についての検証を行い、主要各国における危機管理体制と比較しつつ、我が国における最適な危機管理体制の在り方についての検討を行っているところ。 <p>(原子力防災体制の充実・強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害に対する取組として、原子力発電所の立地地域ごとにワーキングチームを設置するなど、原子力防災担当大臣の下、内閣府を中心として関係省庁が自治体と一体となって原子力防災に取り組めるよう体制を強化。 ・平成26年9月12日に開催された第4回原子力防災会議において、早急に政府の原子力防災体制を充実・強化するよう総理指示。

②原子力災害を含む大規模複合災害への対応

- ✓ 大規模災害への対処に当たる政府の組織の在り方について見直しを行い、必要な措置を講ずること(原子力規制委員会設置法附則6条7項、参・環境委員会附帯決議24号)【再掲】
- ✓ 原子力発電所の安全対策を見直す際には、大規模な複合災害の発生という点を十分に視野に入れた対応策の策定が必要(政府事故調提言(1)1.)
- ✓ 複合災害時における司令塔体制の構築・強化特に原子力防災については、別途に原子力災害対策本部における一元的な指揮・命令系統の整備(東日本大震災から3年を迎えるにあたっての決意)

- ・原子力災害対策特別措置法の改正により原子力災害対策本部を拡充。具体的には、①発電用原子炉の事故について、従来の経済産業大臣に加え、副本部長に内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長(必要に応じて他の国务大臣等)を充て、②本部員に全ての国务大臣、内閣危機管理監(必要に応じて副大臣又は大臣政務官)を充てることの制度化。
- ・原子力災害対策本部の事務局機能の強化を図るため、平成24年10月19日原子力防災会議幹事会決定により原子力災害対策マニュアルを見直し、特に大規模自然災害との複合災害の発生においては現地対策本部への関係機関の参集が困難になることも想定し、官邸を中心に情報収集・意思決定を行う危機管理体制を確保。
- ・平成26年9月12日に開催された第4回原子力防災会議において、早急に政府の原子力防災体制を充実・強化するよう総理指示。

③地方公共団体との連携の充実・強化

- ✓ 国、地方公共団体、住民、原子力事業者、関係行政機関等との間の緊密な連携協力体制を整備するための措置 / 諸外国を参考に、望ましい法体系の在り方の検討(原子力規制委員会設置法附則6条8項、衆・環境委員会決議9号、参・環境委員会附帯決議26号)
- ✓ 原子力防災会議と原子力規制委員会の平時から緊密な連携関係の構築・防災体制の一体化 / 緊急時に対応できる執行力のある体制づくり、指揮命令系統の一本化の制度的確立 / 迅速な情報共有、意思決定、司令塔機能発揮に向けた組織体制の一元化(衆・環境委員会決議7号、国会事故調提言2-1、国会事故調提言5-4)【再掲】
- ✓ 原子力防災対策については、国が前面に立って継続的に充実強化を図るとともに、地方自治体が講ずることとされる対策については、必要な予算を確保し、早急に体制の整備を図る(原子力発電等に関する要請書 “はじめに”より)
- ✓ 国は、都市自治体だけでは解決が困難な課題について、国・県等が連携して支援すること(国の施策及び予算に関する決議・重点提言・提言2. (2) ③)
- ✓ 原子力防災対策については、国が前面に立って継続的に充実強化を図るとともに、地方公共団体が講じる対策について、必要な予算を確保し、早急に支援体制の整備を図ることが必要(原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言 “はじめに”より)

- ・避難計画や要援護者対策の具体化等を進めるに当たって、地方公共団体のみでは解決が困難な対策について、国として積極的に対応するため、平成25年9月3日の原子力防災会議において「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」を決定し、13地域(泊、東通、女川、福島、東海、柏崎刈羽、志賀、福井、浜岡、島根、伊方、玄海、川内)それぞれに、課題解決のためのワーキングチーム(関係省庁、原子力防災専門官、都道府県(市町村)など)を設置し、緊密な連携協力体制を構築。
- ・平成26年9月12日に開催された第4回原子力防災会議において、早急に政府の原子力防災体制を充実・強化するよう総理指示。